



2022年度からの各種税金・費用の減免政策について

小型薄利企業の各種税金・費用の負担を軽減するため、2022年3月1日付で「小型薄利企業の『6税2費』減免政策の更なる実施に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022年第10号)、2022年3月14日付で「小型薄利企業の所得税優遇政策の更なる実施に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022年第13号)が公布されました。これらの公告では2022年1月1日から2024年12月31日までにおける企業所得税上の小型薄利企業の基準及び税負担の割合が定められています。

また、「6税2費」とは、資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、耕地占有税、教育費付加、地方教育付加を指しますが、増値税小規模納税者、小型薄利企業、個人事業主に対して、「6税2費」は引き続き各地の基準に基づき50%の範囲内で減免されます。

今回のニュースレターでは、公告の一部の内容を日本語参照訳にてご紹介いたします。

小型薄利企業の『6税2費』減免政策の更なる実施に関する公告 財政部 税務総局公告 2022年第10号

小型薄利企業の発展をより一層支持するために、税金・費用政策について以下のように公告する。

- 一、省、自治区、直轄市の人民政府は当該地区の実情及びマクロ的な管理調整の必要に基づき、増値税小規模納税者、小型薄利企業と個人事業主に対して50%の税額の幅の範囲内で資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税(証券取引印紙税を含まない)、耕地占有税、教育費付加、地方教育付加の徴収を軽減することができる。
- 二、増値税小規模納税者、小型薄利企業と個人事業主が既に法に基づき資源税、都市維持建設税、不動産税、都市土地使用税、印紙税、耕地占有税、教育費付加、地方教育付加のその他の優遇政策を享受している場合、本公告第一条に規定された優遇政策と重複して享受することができる。
- 三、本公告でいう小型薄利企業とは、国家の制限及び禁止されていない業種に従事し、且つ年間課税所得額が300万元を超えず、従業員数が300人を超えず、資産総額が5000万元を超えない等の3つの条件を同時に満たす企業を指す。

従業員数は、企業と労働関係がある従業員数と企業が受け入れた労務派遣の派遣者数を含む。従業員数と資産総額の指標は、企業の1年間の四半期の平均値で決定しなければならない。具体的な計算式は次のとおりである。

四半期の平均値 = (四半期の期首の値 + 四半期の期末の値) ÷ 2

1年間の四半期の平均値 = 1年間の各四半期の平均値の合計 ÷ 4

年度の途中で開業または経営活動を終了する場合、その実際の経営期間を1納税年度として上記の関連指標を決定する。



小型薄利企業の判定は企業所得税の年度確定申告の結果を基準とする。増値税一般納税者として登録された新設企業が、国家の制限及び禁止されていない業種に従事し、且つ申告期の前月末の従業員数が300人を超えず、資産総額が5000万元を超えない等の2つの条件を同時に満たす場合、初回の確定申告を行う前に小型薄利企業の申告に従って第一条に規定された優遇政策を享受することができる。

四、本公告の執行期間は2022年1月1日から2024年12月31日までである。

ここに公告する。

財政部 税務総局

2022年3月1日

<日本語参照訳に関するご利用のお願い>

上記の日本語参照訳は中国語を原文とした翻訳です。翻訳には正確を期しておりますが、中国語と日本語の表現の相違等から日本語翻訳の内容に誤解が生じる恐れがあります。中国語原文との間に解釈の相違がある場合、中国語原文を依拠としていただきますようお願いいたします。

下記の税法規定も併せてご紹介します。

「小型薄利企業の所得税優遇政策の更なる実施に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022 年第 13 号) 2022 年 3 月 14 日公布

2022 年 1 月 1 日から 2024 年 12 月 31 日まで、小型薄利企業の年間課税所得額が 100 万元超から 300 万元を超えない部分については、課税所得額を 25%に減額して計算して、税率 20%を乗じて企業所得税を納付します。

(補足：本公告に基づき、課税所得額が 100 万元超から 300 万元を超えない部分に対して、実質の税負担は $25\% \times 20\% = 5\%$ となります。また、国家税務総局公告 2021 年第 8 号に基づき、課税所得額が 100 万元を超えない部分の実質の税負担は引き続き $12.5\% \times 20\% = 2.5\%$ となります。)

「中小微型企業の設備器具の所得税引前控除政策に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022 年第 12 号) 2022 年 3 月 2 日公布

2022 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに中小微型企業の新規購入する設備器具の単価が 500 万元以上である場合、企業所得税実施条例の規定する最低償却年数が 3 年の設備器具は当年度に一括して償却して損金処理、最低償却年数が 4 年、5 年、10 年の設備器具は当年度に 50%を償却して残りの年数で残りの 50%を償却して損金処理することが認められます。

本公告が称する設備器具とは、建物・構築物以外の有形固定資産を指します。

(補足：財政部 税務総局公告 2021 年第 6 号に基づき、企業が新規で購入する建物・構築物以外の設備器具等の単価が 500 万元を超えない場合に一括で損金処理することが認められる優遇政策の適用期間は 2023 年 12 月 31 日までです。)



「増値税小規模納税者に対する増値税徴収免除に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022 年第 15 号) 2022 年 3 月 24 日公布

「増値税小規模納税者の増値税徴収免除等の徴収管理事項に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年第 6 号) 2022 年 3 月 24 日公布

2022 年 3 月 31 日まで、増値税小規模納税者の徴収率 3%が適用される課税販売収入に対して、徴収率を 1%に軽減する優遇政策が引き続き継続されます。

2022 年 4 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日まで、増値税小規模納税者の徴収率 3%が適用される課税販売収入に対して、増値税の徴収が免除されます。納税者が免税の権利を放棄して増値税専用発票を発行することを選択する場合、徴収率 3%の増値税専用発票を発行します。

「増値税期末留保税額還付政策の更なる実施強化に関する公告」(財政部 税務総局公告 2022 年第 14 号) 2022 年 3 月 21 日公布

「増値税期末留保税額還付政策の更なる実施強化の徴収管理問題に関する公告」(国家税務総局公告 2022 年第 4 号) 2022 年 3 月 22 日公布

一部の先進的な製造業等に適用されていた期末留保税額還付政策の対象が拡大されて、下記の納税者が追加されます。

(1) 「中小企業分類基準規定」(工信部聯企業〔2011〕300 号)及び「金融業の企業分類基準規定」(銀発〔2015〕309 号)の営業収入指標及び資産総額の指標に基づき確定する、還付の条件に合致する小型薄利企業及び微型企業

(補足：前述の企業所得税上の小型薄利企業とは適用する基準が異なります。)

(2) 「国民経済業種分類」中の製造業、科学研究及び技術サービス業、電力・熱力・ガス・水の生産及び供給業、ソフトウェア・情報技術サービス業、生態保護・環境整備業、交通運輸・倉庫・郵政業の業務により発生する増値税課税販売額が全ての増値税課税販売額の 50%超となる、還付の条件に合致する納税者

(補足：これまでの適用対象は非金属鉱物製品・通用設備・専用設備及びコンピュータ・通信とその他の電子設備・医薬・化学繊維・鉄路・船舶・航空宇宙とその他の運輸設備・電気機械と器材・測定器の生産販売による一定期間の販売額が全ての販売額の 50%超となる還付の条件に合致する納税者とされていましたが、本公告に基づき、更に拡大されます。)



「3歳以下の乳幼児看護の個人所得税専門附加控除設定に関する通知」(国発〔2022年〕8号) 2022年3月19日公布

「『個人所得税専門附加控除操作弁法(試行)』の改正公布に関する公告」(国家稅務總局公告 2022年 第7号) 2022年3月25日公布

2022年1月1日より、個人所得税の課税所得額の計算において、納税者の3歳以下の乳幼児の子女の看護に関連する支出について、乳幼児1人当たり毎月1,000元の定額の控除が認められるようになりました。

(補足：これまでの専門附加控除の項目は子女教育、継続教育、住宅ローンの利息、住宅賃料、高齢者の扶養、重大医療の6項目でしたが、本公告に基づき、3歳以下の乳幼児の子女の看護が追加されて7項目になります。)

フェアコンサルティング中国

(正緯企業管理諮詢(上海)有限公司)

北京分公司 北京市朝陽区東三環北路甲19号楼 嘉盛 SOHO 10層 A058室 電話：+86-10-8524-0758 担当：粟村 (AWAMURA) 日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州工業園區華池街88号 晉合廣場2号11F1176室 電話：+86-512-8916-5176 担当：坂林 (SAKABAYASHI) mi.sakabayashi@faircongrp.com
上海總公司 上海市黃浦區茂名南路58号 花園飯店(上海)601室 電話：+86-21-6473-5450 担当：上原 (UEHARA) 日本国公認会計士 ik.uehara@faircongrp.com	広州分公司 広州市天河区珠江新城珠江東路12号 高德置地冬廣場H座1501室V80 電話：+86-20-3268-9966 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com
深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大厦A座610室 電話：+86-755-8252-8290 担当：古矢 (FURUYA) 日本国公認会計士 yo.furuya@faircongrp.com	

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。